様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2025年 9月 9日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃだいはつびじねすさぽーとせんたー  一般事業主の氏名又は名称 株式会社ダイハツビジネスサポートセンター  （ふりがな）えだもと　としのり  （法人の場合）代表者の氏名 枝元　俊典  住所　〒563-0041  大阪府 池田市 満寿美町２番２５号  法人番号　5140001084197  　情報処理の促進に関する法律第２８条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DXの取り組み | | 公表日 | ①　2025年 9月 2日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ　トップページ ＞ 企業情報 ＞ DXの取り組み  　https://www.dbsc.co.jp/company/dx/  　「02 DXビジョン」 | | 記載内容抜粋 | ①　昨今、AIやIoTをはじめとするデジタル技術の進展に加え、データ活用による意思決定の高度化が、  社会構造や企業の競争環境に大きな変革をもたらしています。  当社はこの変化を、新たな価値創出の機会と捉え、業務の効率化、サービスの高度化に取り組んでいます。  デジタル技術の力を最大限に活用し、社内外のつながりを強化するとともに、  社員一人ひとりの知恵と行動力を引き出すことで、持続的に「新しい価値」と「ありがとう」を創出する企業へと進化してまいります。  この変革は、単なる業務の効率化にとどまらず、社員一人ひとりが自律的に考え行動し、データ活用を用いて、  ステークホルダーとの信頼関係を築き、DBCならではの取り組みで、ダイハツグループ全体の価値向上に貢献することを目指しています。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　本公表内容は、2025年8月28日の取締役会で承認を得て、当社ホームページ上に公表しています |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DXの取り組み | | 公表日 | ①　2025年 9月 2日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ　トップページ ＞ 企業情報 ＞ DXの取り組み  　https://www.dbsc.co.jp/company/dx/  　「03 「ありがとうを集める」ためのDX戦略」 | | 記載内容抜粋 | ①　当社では、５つのDX戦略について取り組んでいきます。  ＜1. 人材育成とデジタルリテラシー向上＞  ITスキル研修を展開し、デジタル知識の底上げを図ります。  社員のスキル・キャリアや研修履歴をデータベース化し、教育・サポートの改善に活用します。  ＜2. 自律的な変革＞  AI・RPAなどの技術を活用し、定型業務を自動化。社員が自ら業務を見直し、改善に取り組む文化を醸成。  業務データを分析し、改善効果の可視化と継続的な変革を支援します。  ＜3. 組織横断の最適化＞  部門を越えた連携を促進し、蓄積された業務データを活用して分析手法を標準化・共有。  これにより意思決定の精度とスピードを向上させ、全社的な業務効率化を実現します。  ＜4. ステークホルダーとのつながり強化＞  ステークホルダーとの信頼関係を深めるため、デジタルチャネルやフィードバックデータを活用。  双方向の対話を促進し、共創型の価値提供を可能にします。  ＜5. 新しい価値の創出＞  顧客ニーズや市場動向をデータで把握し、革新的な商品・サービスを創出。  社会から「ありがとう」が届くような価値を提供し、持続的な企業成長につなげます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　本公表内容は、2025年8月28日の取締役会で承認を得て、当社ホームページ上に公表しています |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①-1　DXの取り組み  　「04 DX推進体制」  ①-2　DXの取り組み  　「05 デジタル人材確保・育成」 | | 記載内容抜粋 | ①-1　当社では、IT事業部内に「デジタル推進G」を設置しています。  デジタル推進Gは、専門知識とデータ活用力を活かし、各部門と連携して部門横断的なDX施策の企画・立案・実行を推進しています。  現場の課題に即した業務改善や顧客価値向上に向けた取り組みを牽引することで、全社的なDXの加速と持続的な成長に貢献しています。  ①-2　当社ではデジタル人材の確保と育成について、4つの取り組みを行います。  1. デジタル人材採用の拡大  　デジタル人材の確保に向けた採用・投資を強化します。  2. IT研修を通年で実施  　全社向けに現場のDX化に役立つ研修を通年で実施し、「生成AI」「BIツールによるデータ活用」「ノーコードツール」などを習得することで、  　社員自ら課題改善を実行できるようにします。  3. ITパスポートの取得  　「デジタルに強いDBC」を目指す為、IT基礎スキル教育（ITパスポート）を全社に展開していきます。  　新入社員へは社内講師によるIT研修を実施し、全員ITパスポート取得を目指します。  4. IT研修の講師内製化  　外部研修に依存せず、社内で継続的かつ柔軟にITスキルを育成できる体制を構築し、コスト削減、ナレッジの蓄積、  　企業文化に即した教育の実現を図ります。 |  1. 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DXの取り組み  　「06 ITシステム環境」 | | 記載内容抜粋 | ①　当社では下記のIT環境を整備し、DX推進を行います。  1. データベース  　･社員のスキル・キャリアや研修履歴の蓄積  　･ERPシステムの受発注データ活用  　･名刺管理システムによる顧客とのつながり見える化  2. 業務効率化  　･生成AI活用  　･RPAによる自動化  　･社内決裁・申請のペーパーレス化  　･電子契約システム全社利用  3. コミュニケーション  　･コミュニケーションツールを使用した対話の活性化  　･社内ポータルを用いた社内知見の共有  　･AI活用コミュニティーでの事例共有 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DXの取り組み | | 公表日 | ①　2025年 9月 2日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ　トップページ ＞ 企業情報 ＞ DXの取り組み  　https://www.dbsc.co.jp/company/dx/  　「07 DX達成指標(KPI)」 | | 記載内容抜粋 | ①　当社では各項目について2年ごとにKPIを設定しています。  ・デジタル人材育成  　FY2025-26：ITパスポート 新入社員全員 受験  　FY2027-28：ITパスポート 新入社員全員＋各部署から数名受験  　FY2029-30：ITパスポート取得を通じた各部署のデジタル対応力  ・ノーコードツール／生成AIの活用  　FY2025-26：各部署で数名が生成AIを活用し、活用事例を共有  　FY2027-28：ツールや生成AIを活用した業務改善を共有／活用事例の横展開  　FY2029-30：各部署でのツール活用定着と自律的な業務改善率  ・社内データ活用  　FY2025-26：デジタルツール研修の実施／社内データの活用事例収集  　FY2027-28：部門横断のデータ活用／分析スキルの向上  　FY2029-30：データ分析結果を意思決定に活用  ・「ありがとう」創出  　FY2025-26：ステークホルダーとの関係強化  　FY2027-28：対話による新たなニーズ発掘／アイデアの創出  　FY2029-30：ニーズに応えたサービスの提供 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年 9月 2日 | | 発信方法 | ①　DXの取り組み  　当社ホームページ　トップページ ＞ 企業情報 ＞ DXの取り組み  　https://www.dbsc.co.jp/company/dx/  　「01 トップメッセージ」 | | 発信内容 | ①　当社の代表取締役社長による、DX推進に向けてのメッセージを公表しています。  （メッセージ）  コーポレートスローガンである「ありがとうをいっぱい集める」ためには、  何よりも、自分自身の付加価値を高めていかなければなりません。  高い付加価値をともなった行動を起こすことにより、全てのステークホルダーの方から  「ありがとう」と言って頂けるものと考えております。  DXは私たち個人の業務プロセス、それが融合した全社の業務プロセスにおいて、  付加価値を高め、変革を生み出す最も大切な取り組みです。  但しそれらの変革も決して特別なものでなく、日常の業務から、  いつでも・どこでも・だれもが、気軽に取り組んでいける  そのような環境のもと、DXに取り組んでまいります。  全員参加でデジタル技術を学び、共に未来を創ってまいります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 6月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サイトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2016年 4月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 当社では、トヨタグループおよびダイハツグループ各社が共通して取り組む「オールトヨタ セキュリティ ガイドライン（ATSG）」に基づき、情報セキュリティの運用を行っています。  このガイドラインに則り、情報の保護およびITシステムの安全性に関する点検を年1回実施し、リスクの早期発見と対策の徹底に努めています。  また、年2回の「情報セキュリティ教育」を通じて、年々高度化・巧妙化するサイバー攻撃や最新のウイルス、情報漏洩の事例を共有し、従業員のリスク認識とセキュリティ意識を高めています。その上で、情報管理ルールの遵守を徹底し、組織全体の信頼性と安全性の強化に努めています。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。